

千葉県告示第628号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和7年7月22日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月22日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 星久喜町73号線	中央区星久喜町751番3から 中央区星久喜町735番1まで	令和7年7月22日
市道 星久喜町100号 線	中央区星久喜町722番9から 中央区星久喜町735番1まで	令和7年7月22日